

# 平成30年度 京都市立藤城小学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

### (1) 目的

本来、子どもは家庭や地域、学校等においてさまざまな人とかわり、学び、つながり合っていくことで成長し、人格が形成され自己を確立していく。しかし、いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせ、その可能性や未来をも損なうおそれがあるものである。それゆえ、いじめは古くて新しい今日的な問題であり、その防止等の取組は将来にわたって確実に推進していく必要がある。

したがって、初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消した事案についても、学校が組織として情報を共有・把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

この基本方針は、子どもを共に育む京都市民憲章にのっとり、いじめの防止等のための取組を総合的かつ効果的に推進すること、及びいじめを許さない心を育むとともに、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境の実現を目的とする。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の取組の推進に当たっては、以下の3点を基本理念として相互に連携した取組を継続的に行うことが重要である。

- ① 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他者を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え、社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。
- ② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景もふまえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

## 2 いじめ対策委員会

### (1) 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 学年主任 養護教諭（教育相談主任と兼務）  
スクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカー）

### (2) 役割

- ・「いじめ」の定義や様態についての教職員での共通認識
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・いじめ（疑われる場合も含む）の情報や問題行動等に係る情報の集約と共有化
- ・いじめ事案への早急かつ徹底した対応
- ・いじめを受けた児童に対する支援やいじめを行った児童に対する指導体制や対応方針の決定
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校評価等も活用して、この基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかの点検、及び見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む）
- ・いじめ対策委員会の役割や構成員等の児童や保護者、地域等への周知（集会や学校HP等）

### (3) 開催時期

毎月第1火曜日を定例とする。なお、緊急の場合は、適宜開催する。

### (4) 児童・保護者への周知方法

児童へは全校朝会で周知する。保護者へはホームページや懇談会で周知する。

## 3 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止の取り組み

#### ア 学習環境の整備

- ・教室内外が整理整頓され、落ち着いた環境での学習活動。
- ・「ユニバーサルデザインチェック表」等を利用した学習環境の整備。
- ・「人権掲示板」を活用した人権意識向上に向けての取組の推進。
- ・園芸委員会を中心とした、花があふれる心とらぐ校内環境作り。

## イ 授業改善

- 学び合う授業による、どの子どもにもわかりやすい授業づくりの推進。
- 学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの推進。
- ICT機器を有効活用した協働的な学習の場面を効果的に設定することによる、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。

## ウ 道徳教育・人権教育の充実

- 考え、議論する道徳教育の推進と道徳的実践力の向上。
- 互いの生き方や価値観の違いなど、多様性を理解する豊かな心の育成や、社会性や規範意識の育成。
- 「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習や道徳の実施。
- 「あいさつ・時間・掃除」といった、他者への思いやりを大切にするスローガンの提示。

## エ 児童が自主的に行う活動や体験活動の充実

- 児童会活動の活性化による、集団の一員としての自覚と自己有用感を高める活動の推進。
- 地域やPTA行事等における「子どもスタッフ制度」の取組を通して、自尊感情の育成、及び他者とのつながりの確認。
- 人権集会やかめのこタイムにおける、自分の思いを表現し相手に伝える力の育成。
- 宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通しての仲間づくり。

## オ 児童同士の絆づくり

- 毎月10日の「人権の日」を中心に、学年ごとにテーマを絞った学習を行うことでの児童の人権意識の向上。
- 学級活動の活性化による、集団の一員としての自覚と自己有用感を高める活動の推進。
- 縦割り活動や部活動等による異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成と協力して問題を解決する力の育成。
- 学級通信等の有効活用や朝会を利用した児童への話。

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

### ア 日常の児童に関する情報共有

- ・管理職や学年主任への速やかな「報告・連絡・相談」の徹底。
- ・授業中はもちろん、休み時間や掃除時間、給食時間等、児童への意識的な観察の実施。
- ・登下校時の見守り活動や声かけ活動の実施。
- ・気になることはすぐに相談できる、風通しの良い職場環境づくり。

### イ 児童生徒に対する定期的な調査

- ・学校評価アンケート、いじめアンケート（7月と12月）を利用した、いじめの兆候の早期把握。
- ・クラスマネジメントシートの活用（4～6年）による、「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。
- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施。（児童が希望する場合は、担任だけではなく、他の教職員との相談も可能）
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携による教育相談。
- ・必要に応じた関係者によるケース会議の開催。

### ウ 調査等の結果の検証および組織的な対処

- ・気になる児童アンケートや教育相談でわかったことなどについては速やかに管理職と相談。いじめ対策委員会による内容の検証，全教職員での情報共有と対応。
- ・適宜，いじめ対策委員会での情報共有と聴き取り。また，指導や支援体制の検討と対処。
- ・クラスマネジメントシートの分析結果はいじめ対策委員会や生徒指導委員会等において共有し，学校体制での支援体制の検討と対処。

## (3) いじめが起こったときの措置および再発防止に向けた取組

### ア 基本的な考え方

初期段階のいじめやごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても，学校が組織として把握し（いじめの認知），解決に向けた取組を行い，いじめに関する情報を教職員個人が抱え込まないようにする。いじめの発見や報告を受けた時は，速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し，今後の対応等について検討する。その際「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ，いじめの事実確認と聞き取りを徹底して行い，被害児童の保護や支援，いじめを行った児童・保護者への指導，周囲の児童への指導，保護者への連絡や対応も含め，教育委員会や警察などの関係機関・専門機関と連携して行う。

# イ いじめが発覚した時の対応

## 《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

### 前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員，児童生徒，保護者，地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け，点検・評価を行い，必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒，保護者，地域への周知

### 未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員，児童生徒，保護者，地域，その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない  
観 察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し，事実関係を把握する。

手遅れのない  
対 応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず，いじめ対策委員会で情報共有を行い，聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し，「いじめ」の認知は，表面的・形式的に行わず，組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と，いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は，時系列で事実経過を確認・整理して，記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下，学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った  
指 導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
- 登下校，休み時間，清掃時間等，隙間の時間をつくらず，被害児童・生徒を見守るとともに，必要に応じてSC，SSW，パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し，二度と繰り返さないよう，自らの非を深く自覚させ，**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し，いじめを他人事ではなく，自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ，つながりのある教職員を中心に，即日，関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問を行い，事実関係と今後の指導方針を説明し，必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等，いじめ事案の内容により，直ちに教育委員会へ報告し，連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し，原則，関係児童生徒，保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察，児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
  - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
  - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し，解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

## ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

対応そのものはイの <いじめ事案に対する組織的な対応の流れ> と同じであるが、発信された情報の高度の流通性、情報発信者の匿名性、一部の者しか参加できない閉鎖性などの特殊性を鑑み、以下の対応も必要であると考え。

- ・「ケータイ教室」や「情報モラル教室」などによる、情報モラル授業の強化。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施。
- ・ネット上のSNS、掲示板、ブログ、プロフなどに他人を中傷する書き込みをしないようにする指導の徹底。特にSNSを通じて起こっている問題行動の理解。
- ・「家庭教育講座」や「情報モラル教室」の実施による、スマートフォンや携帯電話・ゲーム機における危険性、及び問題行動との関連について地域や保護者への啓発。
- ・児童へのアンケート調査を基に、学年の実態に合った指導。

## エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで見守り（支援）を継続する。

- ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

また、再発防止に向けて教育委員会や専門機関と連携し、いじめ対策委員会を中心に全校体制で取組を進めていく。

## （4） 教職員の資質能力向上の取組

### ア 内容

- ・生徒指導体制の再確認と「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・いじめ事案の対処に関する研修会の実施。
- ・教職員の児童理解を深め、共有化を図る研修会の実施。
- ・特にSNSを通じて起こっているいじめ問題の理解と事例研修。

### イ 実施時期

- ・年間を通じて複数回実施。詳細は年間計画に記載。

## 4 保護者・地域、関係機関との連携

### (1) 保護者・地域への情報発信、啓発、協働の取組

- ・ホームページや学校だより、学年だより等での積極的な情報発信。
- ・参観や懇談会、PTA総会、PTA本部役員会等における啓発。
- ・学校運営協議会における啓発やいじめ問題に関する話し合いの追加。
- ・いじめの事案によっては伏見警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させるとともに、児童相談所との連携による被害児童・加害児童の精神的ケア。
- ・平素からのスクールサポーターとの連携。
- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動の継続。
- ・非行防止教室やケータイ教室への保護者参観と京都府警察等との連携。

## 5 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

次に掲げる場合を重大事態ととらえる。

- ① いじめにより児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間（30日を超える）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。

### (2) 重大事態が発生したときの対応

- ・重大事態の疑いが生じた時点で調査を開始し、直ちに教育委員会へ報告。十分に連携を図り迅速に対処する。
- ・教育委員会または学校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組を推進する。

## 6 年間計画

いじめの防止等のために下表の取組を実施予定。ただし年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

| 月  | 対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や<br>教職員の資質能力向上（校内研修）の取組  | 未然防止の取組   | 早期発見・積極的認知<br>の取組   | 保護者等への啓発<br>関係機関との連携  |
|----|---|---|---|---|
| 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>職員会議<br/>「学校いじめの防止等基本方針の共有」<br/>「年間計画と役割の明確化」</li> <li>いじめ対策委員会①<br/>「校内体制や組織的対応の共有」<br/>「児童・保護者への広報について」</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>【共通】</li> <li>入学式</li> <li>学級開き</li> <li>全校朝会で児童にいじめ対策委員の紹介</li> <li>1年生を迎える会</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>前年度のアンケート結果・いじめにつながりかねなかった事例等を学年で共有（2～6年）</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>授業参観①</li> <li>学級懇談会の中で保護者啓発①</li> </ul>                                   |
| 5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会②<br/>「いじめ等、気になる児童の確認」</li> <li>生徒指導校内研修会①<br/>「いじめ等、気になる児童の共有」</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>【共通】</li> <li>憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す</li> <li>【5年】花背山の家長長期宿泊学習</li> <li>【6年】小中連絡会</li> </ul>      |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>憲法月間「学校だより」で啓発</li> <li>家庭訪問週間</li> <li>学校運営協議会で説明①</li> </ul>             |
| 6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会③<br/>「学校評価の実施に向けて」①<br/>「アンケート・教育相談の結果の共有」<br/>「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケートの実施に向けて」</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>【共通】</li> <li>人権掲示板</li> <li>【4年】非行防止教室</li> <li>【6年】ケータイ教室</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談週間（個別面談）①</li> <li>学校評価の実施①</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>休日参観②</li> <li>家庭教育講座で啓発</li> <li>保護者向け啓発パンフレット配布</li> </ul>               |
| 7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会④<br/>「クラスマネジメントシートの結果」<br/>「記名式いじめアンケートの結果」</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>【共通】</li> <li>夏季休業前の集会で「命」や「安全」について話す</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>クラスマネジメントシート実施①(4～6年)、学年集約と共有</li> <li>第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有①</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人懇談会</li> <li>地生連で「いじめ対応」を伝える</li> </ul>                                  |
| 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会⑤<br/>「いじめ防止プログラムの見直しと確認① PDCAサイクル」</li> <li>生徒指導校内夏季研修会②</li> <li>小中合同教職員研修<br/>「いじめについて情報共有と連携」</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>【共通】</li> <li>「あいさつ運動」強化週間</li> </ul>  |   |   |
| 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会⑥<br/>「未然防止に向けた取組の確認」</li> <li>職員会議<br/>「学校評価の結果の共有」①</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>【共通】</li> <li>運動会</li> </ul>   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営協議会で説明と評価②</li> </ul>  |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会⑦<br/>「校内研修会（授業提案）に向けて」</li> <li>生徒指導校内研修会③<br/>「授業を伴う研修会の実施」</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>【共通】</li> <li>人権啓発参観</li> <li>【5年】スチューデントシティ学習</li> <li>【6年】修学旅行</li> <li>【4年】みさきの家野外活動</li> </ul> |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営協議会で対策を協議③</li> <li>人権啓発参観③</li> <li>学級懇談会②</li> <li>説明と評価②</li> </ul> |

|        |   |   |   |  |
|--------|---|---|---|--|
| 1<br>1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会⑧</li> <li>「教育相談の結果の共有」</li> <li>「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケートの実施に向けて」</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>【共通】</li> <li>学習発表会</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談週間（個別面談）②</li> </ul>   |  |
| 1<br>2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会⑨</li> <li>「いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDCAサイクル」</li> <li>「クラスマネジメントシートの結果」</li> <li>「記名式いじめアンケートの結果」</li> <li>「学校評価の実施に向けて」②</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>【共通】</li> <li>人権集会</li> </ul><br><ul style="list-style-type: none"> <li>【6年】 オープンスクール</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>クラスマネジメントシート実施②(4～6年), 学年集約と共有</li> <li>第2回記名式いじめアンケートの実施, 学年集約と共有②</li> <li>学校評価の実施②</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>人権月間「学校だより」で啓発</li> <li>個人懇談会</li> </ul>  |
| 1      | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会⑩</li> <li>「9月～12月いじめ事案の経過」</li> <li>職員会議</li> <li>「学校評価の結果の共有」②</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>【共通】</li> <li>「あいさつ運動」強化週間</li> </ul>  |   |  |
| 2      | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会⑪</li> <li>「年間を通してのいじめ事案の経過」</li> <li>生徒指導校内研修会④（年間反省）</li> <li>「今年度の反省と次年度への課題」</li> <li>「いじめ事案の経過と課題の共有」</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>【共通】</li> <li>造形展</li> </ul><br><ul style="list-style-type: none"> <li>【6年】 卒業遠足</li> </ul>      |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>新1年入学説明会で校長から講話</li> <li>学校運営協議会で説明と評価④</li> <li>自由参観④</li> <li>学級懇談会の中で保護者啓発③</li> <li>説明と評価③</li> </ul> |
| 3      | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会⑫</li> <li>「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDCAサイクル」</li> <li>職員会議</li> <li>「いじめ防止プログラムの見直し」</li> <li>「次年度の基本方針の確認」</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>【共通】</li> <li>6年生を送る会</li> <li>卒業式</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>次年度に向け, アンケート等の結果の学年集約（全学年）</li> <li>アンケート原本の保管（5年保存）</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地生連で「いじめ問題」をとりあげる</li> </ul>  |

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月）
- 「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」「生徒指導校内研修」
- 「授業参観」「学級懇談会」「自由参観」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。